

北海道へ寄附をされる皆さまへ

(寄附者に対する「紺綬褒章」の授与について)

北海道に対し、個人の方は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄附をいただき、かつ、一定の条件を満たす場合は、国の栄典制度の一つである「こんじゅほうしょう紺綬褒章」の対象となります。

なお、ご寄附を複数回に分けて分納される場合についても、あらかじめお申し出をいただいた場合には紺綬褒章の対象となります。

■ 紺綬褒章について

紺綬褒章は、国、地方公共団体又は公益団体に対して、公益のために私財を寄附した個人又は団体を顕彰する国の制度です。

■ 条件

① 対象者

北海道に対して、公益のために私財を寄附した個人又は法人・団体

② 寄附金額等

寄附者	個人	法人・団体
寄附金額	500万円以上	1,000万円以上
寄附の内容	現金又は評価額が上記金額以上の物件	

③ 紺綬褒章の申請手続きにあたっては、必要書類の作成のため、個人情報や法人・団体情報をご提供いただく必要があります。

■ 対象とならない場合

次のような場合は紺綬褒章の対象となりません。

- ① 寄附者等が刑罰を受けた場合、警察等の取り調べを受けた場合など、栄典を授与することにふさわしくない場合
- ② 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内で寄附を行った場合
- ③ 寄附者等が寄附を行うことによって顕著な利益を得ることになると認められる場合

■ お問い合わせ先

紺綬褒章に関するご質問や分納によるご寄附のご連絡は、寄附の担当となる部局又は下記までお願いいたします。

北海道総務部人事局人事課サービスグループ

電話 011-204-5027